

## 監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年2月23日

奈良県監査委員 江 南 政 治

同 齋 藤 信一郎

同 粒 谷 友 示

同 田 中 惟 允

# 監 査 結 果 報 告 書

平成 29 監査年度 第 2 回

(平成 29 年 11 月～平成 30 年 1 月定期監査)

(平成 29 年 8 月工事監査)

(平成 30 年 1 月財政的援助団体等監査)

平成 3 0 年 2 月

奈 良 県 監 査 委 員

# 目 次

第1	定期監査	1
1	監査の実施方針	1
2	監査における重点事項	1
3	委員監査実施日	1
4	監査対象機関	1
5	監査の結果	2
	(1)部局別指摘事項等件数一覧	2
	(2)指摘事項等の内容別	4
	(3)所属別	6
	(ア)本庁	
	観光局	6
	行政委員会	6
	(イ)出先機関	
	知事公室	6
	総務部	7
	地域振興部	7
	健康福祉部	8
	こども・女性局	8
	医療政策部	8
	くらし創造部	9
	景観・環境局	9
	産業・雇用振興部	9
	農林部	9
	県土マネジメント部	10
	まちづくり推進局	11
	教育委員会	11
	警察本部	14
第2	工事監査	15
第3	財政的援助団体等監査	16
1	監査の実施方針	16
2	監査実施状況	16
3	監査の結果	16
	(1)指摘事項等件数	16
	(2)指摘事項等の内容別	16
4	監査実施団体の概要及び監査の結果	17
	公立大学法人奈良県立医科大学	17

地方独立行政法人奈良県立病院機構 -----	19
公立大学法人奈良県立大学 -----	22
公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター -----	24
一般財団法人奈良県ビジターズビューロー -----	26
一般財団法人奈良県健康づくり財団 -----	28
有限会社ハードボールテニス -----	30
株式会社ひらまつ -----	30

## 第1 定期監査

### 1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

### 2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成29年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

- (1) 公有財産の管理について
- (2) 県単独補助金等に係る事務手続について

### 3 委員監査実施日

平成29年11月16日～平成30年1月23日

### 4 監査対象機関

本庁及び出先機関の90所属（本庁2所属、出先機関88所属）について、実地監査又は書面監査を実施した。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室		4	産 業 ・ 雇 用 振 興 部		3
総 務 部	3	1	農 林 部	3	3
地 域 振 興 部	3	2	県 土 マ ネ ジ メ ン ト 部	7	
健 康 福 祉 部		6	ま ち づ け り 推 進 局	1	4
こ だ も ・ 女 性 局		3	教 育 委 員 会		27
医 療 政 策 部		5	行 政 委 員 会		2
く ら し 創 造 部		3	警 察 本 部		9
景 観 ・ 環 境 局		1	合 計	17	73

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

## 5 監査の結果

### (1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項							注意事項							意見	合計
	収 入	支 出	契 約	財 産	物 品	公 用 車	執 行 体 制	収 入	支 出	契 約	補 助 金	財 産	物 品	執 行 体 制		
知事公室		1							2							3
総務部								1								1
地域振興部		1					1		1	1						4
観光局											1					1
健康福祉部	2								1							3
こども・女性局				1												1
医療政策部									1							1
くらし創造部									1				1			2
産業・雇用振興部										1						1
農林部			1			1			1			1				4
県土マネジメント部	2		1							1				1	1	6
まちづくり推進局		1							2							3
教育委員会	2	2			2				4	1			1			12
行政委員会									1							1
警察本部						4										4
小計	6	5	2	1	2	5	1	1	14	4	1	1	2	1	1	47
合計	22							24							1	47

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方に整理して掲げている。

## ※定期監査の結果の取扱い基準

### 1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正、改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

### 2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

### 3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

## (2) 指摘事項等の内容別

### (ア) 指摘事項(22件)

項目	内容	件数	対象所属	
収入	収入の調定	道路占用料の調定の遅延について	1	高田土木事務所
		道路占用料及び河川占用料の調定の遅延について	1	中和土木事務所
		行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収不足について	1	榛生昇陽高等学校
	未収金	生活保護費返還金等に係る多額の未収金について	2	中和福祉事務所 吉野福祉事務所
		高等学校授業料に係る未収金の不適切な管理について	1	大淀高等学校
支出	給与・手当	通勤手当の認定の誤りについて	2	磯城野高等学校 奈良西養護学校
	その他	郵便切手の過大な保有について	1	幹線街路整備事務所
		資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	図書情報館
		所得税の源泉徴収の誤りについて	1	消防学校
契約	契約書	委託契約書の作成の遅延について	1	吉野土木事務所
	その他	かいへの事務の委任の範囲を超えた契約等について	1	なら食と農の魅力創造国際大学校
財産	財産管理	公有財産台帳への登載漏れについて	1	高田こども家庭相談センター
物品	物品の取得、処分	物品の購入に係る不適切な事務処理について	1	大宇陀高等学校
		物品の購入等に係る不適切な事務処理について	1	奈良西養護学校
公用車	公用車	公用車の使用における事故について	5	東部農林振興事務所、奈良警察署、奈良西警察署、生駒警察署、高田警察署、
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	図書情報館



### (イ) 注意事項(24 件)

項 目		内 容	件数	対象所属
収入	収入の調定	課税事務の遅延について	1	奈良県税事務所
支出	予算の執行	支出科目の誤りにについて	2	橿原公苑 十津川高等学校
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	2	万葉文化館 磯城野高等学校
		修繕費の二重払について	1	登美学園
	給与・手当	通勤手当の認定の誤りにについて	2	奈良北高等学校 奈良養護学校
	その他	郵便切手の過大な保有について	6	東京事務所、外国人支援センター、保健研究センター、東部農林振興事務所、奈良春日野国際フォーラム、労働委員会事務局
資金前渡に係る不適切な事務処理について		1	奈良公園事務所	
契約	入札手続	入札に係る不適切な事務処理について	1	万葉文化館
	契約保証金	契約保証金の不適切な取扱いについて	1	高田土木事務所
	契約変更	長期継続契約に係る不適切な事務処理について	1	高等技術専門校
	その他	委託業務完了前の支払について	1	二階堂養護学校
補助金	交付事務	補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて	1	観光プロモーション課
財産	財産管理	公有財産台帳への登載漏れについて	1	なら食と農の魅力創造国際大学校
物品	物品の取得、処分	重要物品の報告の遅延について	1	消費生活センター
		生産物調書及び生産物出納簿の未作成について	1	十津川高等学校
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	吉野土木事務所

### (ウ) 意見事項(1 件)

項 目		内 容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	高田土木事務所

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方に整理して掲げている。

### (3) 所属別

#### (ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
観光局	観光プロモーション課	平成30年 1月23日	<p><b>補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて</b></p> <p>補助金の交付において、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を把握しておらず、年度末に変更承認申請書を受理し、変更承認を行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>【一般財団法人奈良県ビジターズビューローの監査に基づく注意事項】</b></p>
行政委員会	労働委員会事務局	平成30年 1月23日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	人事委員会事務局	平成30年 1月23日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>

#### (イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	平成30年 1月23日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	旅券事務所	平成30年 1月23日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	外国人支援センター	平成30年 1月23日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	消防学校	平成30年 1月23日	<p><b>所得税の源泉徴収の誤りについて</b></p> <p>前回の監査において、報償費の支給に係る源泉徴収について誤りが判明したが、今回の監査においても、所得税法の適用を誤ったため、徴収税額に不足が生じている事例が認められた。</p> <p>所得税法の適用については、十分留意のうえ適正に処理すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

総務部	自治研修所	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良県税事務所	平成29年 12月20日	<b>課税事務の遅延について</b> 個人事業税の課税事務について、課税対象業種等に係る確認調査を行った際、回答のなかった事業者に対し、その後の課税に向けた事務手続が行われていない事例が散見された。 今後は、複数でのチェック体制の強化を図るなど適正な課税事務の執行に努められたい。(注意事項)
	中南和県税事務所	平成29年 12月19日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	自動車税事務所	平成29年 11月20日	同 上
地域振興部	文化会館	平成29年 12月20日	同 上
	橿原文化会館	平成30年 1月23日	同 上
	万葉文化館	平成29年 12月20日	<b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b> 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適正に処理されたい。(注意事項) <b>入札に係る不適切な事務処理について</b> 展覧会用の作品運搬業務について、予算の裏付けのない翌年度に実施予定の業務を、当年度に実施する業務と一括して入札を行っている等の事例が認められた。 今後は、会計年度独立の原則を遵守するとともに、関係法令に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
	美術館	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	図書情報館	平成29年 12月19日	<b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b> 適時に資金前渡を行わなかったことにより資金不足が生じ、目的外の資金で支払ったもの、所属長による月例検査を実施していないもの等不適切な事例が散見された。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項) <b>内部統制の強化・充実について</b> 前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意したところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。(指摘事項)

健康福祉部	中和福祉事務所	平成30年 1月23日	<b>生活保護費返還金等に係る多額の未収金について</b> 平成28年度末において、生活保護費返還金等に3,998万円の未収金が認められた。未収金残高は前年度よりも740万円増加し、不納欠損処分の額を加味すると、実質的に1,009万円増加している。 今後も、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き回収促進に努めるべきである。 (指摘事項)
	吉野福祉事務所	平成30年 1月23日	<b>生活保護費返還金等に係る多額の未収金について</b> 平成28年度末において、生活保護費返還金等に1,656万円の未収金が認められた。未収金残高は前年度よりも327万円増加し、不納欠損処分の額を加味すると、実質的に356万円増加している。 今後も、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き回収促進に努めるべきである。(指摘事項)
	心身障害者福祉センター	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	平成30年 1月23日	同 上
	筒井寮	平成30年 1月23日	同 上
	登美学園	平成30年 1月23日	<b>修繕費の二重払について</b> 水道設備の修繕費について、二重払を行っていた事例が認められた。 今後は、債務確認の徹底とチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。 (注意事項)
こども・女性局	女性センター	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	中央こども家庭相談センター	平成30年 1月23日	同 上
	高田こども家庭相談センター	平成30年 1月23日	<b>公有財産台帳への登載漏れについて</b> 取得した建物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。 (指摘事項)
医療政策部	郡山保健所	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	中和保健所	平成30年 1月23日	同 上
	吉野保健所 内吉野保健所	平成30年 1月23日	同 上
	保健研究センター	平成30年 1月23日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)
	精神保健福祉センター	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

くらし創造部	野外活動センター	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	橿原公苑	平成30年 1月23日	<b>支出科目の誤りについて</b> 産業廃棄物の処分について、委託料で執行すべきところを誤って役務費で執行していた事例が認められた。 今後は、適正な科目で支出されたい。(注意事項)
	消費生活センター	平成30年 1月23日	<b>重要物品の報告の遅延について</b> 重要物品について、平成27年度に処分したにもかかわらず物品管理システムでの処分の手続が遅れて平成28年度に手続を行ったため、平成28年3月31日において所属長が作成する財産調書には処分した物品が登記されたままとなっていた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。(注意事項)
景観・環境局	景観・環境総合センター	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
産業・雇用振興部	奈良しごとiセンター	平成30年 1月23日	同 上
	高田しごとiセンター	平成30年 1月23日	同 上
	高等技術専門校	平成30年 1月23日	<b>長期継続契約に係る不適切な事務処理について</b> 長期継続契約について、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について(通知)」で定められている契約期間の限度を超えて、変更契約によりその契約期間を延長していた事例が認められた。 今後は、当該通知に基づいた適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
	産業会館	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
農林部	北部農林振興事務所	平成30年 1月23日	同 上
	中部農林振興事務所	平成29年 12月19日	同 上
	東部農林振興事務所	平成29年 11月27日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど、効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)  <b>公用車の使用における事故について</b> 公用車使用中の事故(過失割合が一定以上のもの等)が多数認められた。 公用車使用時の安全運転意識の向上を図るとともに、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。(指摘事項)
	南部農林振興事務所	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	家畜保健衛生所	平成30年 1月23日	同 上

	なら食と農の魅力 創造国際大学校	平成29年 11月27日	<p><b>かいへの事務の委任の範囲を超えた契約等について</b> 業務委託において、かいへの契約締結の委任限度額を超えた契約を締結し、かつ、その契約書を業務完了後に作成していた事例が認められた。また、業務着手から大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>公有財産台帳への登載漏れについて</b> 取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理されたい。(注意事項)</p>
県土マネジメント部	奈良土木事務所	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	郡山土木事務所	平成29年 12月19日	同 上
	高田土木事務所	平成29年 12月20日	<p><b>道路占用料の調定の遅延について</b> 道路占用料について、調定が遅延したことにより、条例で定められた納期限から収納が著しく遅延した事例が認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>契約保証金の不適切な取扱いについて</b> 工事に係る契約保証金の納付は、保証事業会社の保証をもってこれに代えることができることとなっているが、保証を受ける前に契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b> 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところ、今回の監査において一定の改善は見られたが、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。(意見事項)</p>
	中和土木事務所	平成29年 12月19日	<p><b>道路占用料及び河川占用料の調定の遅延について</b> 道路占用料及び河川占用料について、調定が遅延したことにより、条例及び規則で定められた納期限から収納が大幅に遅延した事例が認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県河川管理規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	宇陀土木事務所	平成29年 11月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

	吉野土木事務所	平成29年 11月20日	<p><b>委託契約書の作成の遅延について</b> 業務委託において、業務着手後、大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b> 前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意をつけたところ、今回の監査において一定の改善は見られたが、契約事務、支出事務について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	五條土木事務所	平成29年 11月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
まちづくり推進局	幹線街路整備事務所	平成30年 1月23日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	馬見丘陵公園館	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良公園事務所	平成29年 11月16日	<p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b> 公共料金に係る資金前渡において、手続が遅延したことにより入金が遅れ、前年度に資金前渡された資金の残額から一時的に支払ったものが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、資金管理を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
	奈良春日野国際フォーラム	平成30年 1月23日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>
	県営住宅管理事務所	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	教育委員会	奈良朱雀高等学校	平成30年 1月23日
山辺高等学校		平成30年 1月23日	同 上
高田高等学校		平成30年 1月23日	同 上
大和中央高等学校		平成30年 1月23日	同 上
添上高等学校		平成30年 1月23日	同 上

奈良情報商業高等学校	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
桜井高等学校	平成30年 1月23日	同 上
五條高等学校	平成30年 1月23日	同 上
青翔高等学校	平成30年 1月23日	同 上
青翔中学校	平成30年 1月23日	同 上
生駒高等学校	平成30年 1月23日	同 上
奈良北高等学校	平成30年 1月23日	<b>通勤手当の認定の誤りについて</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)
大宇陀高等学校	平成30年 1月23日	<b>物品の購入に係る不適切な事務処理について</b> 平成27年度及び平成28年度において、物品を購入する際に、物品購入伺書を作成しておらず、事前伺いなしに購入手続を行っていた。 また、物品の検収の際に、物品検査書を作成しておらず、検収担当職員と検収担当管理職の複数検収が行われていなかった。 さらに、かい長が出納員に提出すべき物品購入調書を作成していなかった。 物品の購入に当たっては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時に上記の書類を作成するとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)
榛生昇陽高等学校	平成30年 1月23日	<b>行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収不足について</b> 学校施設の一部について、行政財産の目的外使用許可をし、育友会に食堂として使用させているが、食堂で使用する水道の子メーターが故障していたため、適正な水道料金を徴収していなかった。 水道料金の徴収については、内部のチェック体制の整備を図り、事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)
磯城野高等学校	平成30年 1月23日	<b>通勤手当の認定の誤りについて</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)  <b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b> 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適正に処理されたい。 (注意事項)
大和広陵高等学校	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。



大淀高等学校	平成30年 1月23日	<p><b>高等学校授業料に係る未収金の不適切な管理について</b> 高等学校授業料の未納者に対し、電話及び文書等による納付指導や督促状の送付等を行っておらず、また、未納者記録簿が作成されていないなど、徴収事務への取組において積極性が著しく欠ける事例が認められた。</p> <p>授業料は公法上の債権であり、5年間で消滅時効が完成することから、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、未納者への納付指導や督促状の送付、未納者記録簿の作成及び記録を確実に行うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。(指摘事項)</p>
十津川高等学校	平成30年 1月23日	<p><b>支出科目の誤りについて</b> 一般廃棄物の収集、運搬について、役務費で執行すべきところを誤って委託料で執行していた事例が認められた。</p> <p>今後は、適正な科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p><b>生産物調書及び生産物出納簿の未作成について</b> 原材料費で購入した杉材、桧材等を用いて生産した生産物について、生産物調書及び生産物出納簿が作成されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理されたい。(注意事項)</p>
盲学校	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
ろう学校	平成30年 1月23日	同 上
奈良養護学校	平成30年 1月23日	<p><b>通勤手当の認定の誤りについて</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
奈良西養護学校	平成30年 1月23日	<p><b>通勤手当の認定の誤りについて</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため2件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(指摘事項)</p> <p><b>物品の購入等に係る不適切な事務処理について</b> 平成27年度及び28年度に購入した物品について、かい長が出納員に提出すべき物品購入調書を作成していなかった。また、かい長は購入した物品を備品管理簿に登録していなかった。</p> <p>物品の管理に当たっては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適時に上記の書類を作成する等とともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p>
二階堂養護学校	平成30年 1月23日	<p><b>委託業務完了前の支払について</b> 業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
高等養護学校	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
明日香養護学校	平成30年 1月23日	同 上

	西和養護学校	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。
	大淀養護学校	平成30年 1月23日	同 上
警察本部	奈良警察署	平成30年 1月23日	<b>公用車の使用における事故について</b> 公用車使用中の事故(過失割合が一定以上のもの等) が多数認められた。 公用車使用時の安全運転意識の向上を図るととも に、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。 (指摘事項)
	奈良西警察署	平成30年 1月23日	<b>公用車の使用における事故について</b> 公用車使用中の事故(過失割合が一定以上のもの等) が多数認められた。 公用車使用時の安全運転意識の向上を図るととも に、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。 (指摘事項)
	生駒警察署	平成30年 1月23日	<b>公用車の使用における事故について</b> 公用車使用中の事故(過失割合が一定以上のもの等) が多数認められた。 公用車使用時の安全運転意識の向上を図るととも に、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。 (指摘事項)
	西和警察署	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。
	天理警察署	平成30年 1月23日	同 上
	高田警察署	平成30年 1月23日	<b>公用車の使用における事故について</b> 公用車使用中の事故(過失割合が一定以上のもの等) が多数認められた。 公用車使用時の安全運転意識の向上を図るととも に、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。 (指摘事項)
	香芝警察署	平成30年 1月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。
	五條警察署	平成30年 1月23日	同 上
	吉野警察署	平成30年 1月23日	同 上

## 第2 工事監査

### 1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

### 2 委員実地監査実施日

平成29年8月22日

### 3 監査対象工事

平城宮跡事業推進室

飲食・交流棟、観光案内・物販棟、団体集合施設及びターミナルシェルター  
新築工事

平城宮跡歴史公園朱雀大路西側地区(奈良市二条大路南 地内)

#### [工事概要]

平成20年に策定された「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」に基づき、平城宮跡の利用の拠点となる朱雀門の南側エリアの整備を行うため、飲食・交流棟、観光案内・物販棟、団体集合施設及びターミナルシェルター新築工事を実施

工事等内容 : ① 飲食・交流棟、観光案内・物販棟、団体集合施設及びターミナルシェルター新築工事

② 附帯する外構工事

契約工期 : 平成28年10月7日 ~ 平成29年11月1日

請負金額 : 1,392,905,160円

敷地面積 : 27,094.52 m<sup>2</sup>

建築面積 : 3,954.73 m<sup>2</sup>

延べ床面積 : 2,985.00 m<sup>2</sup>

建物規模 : 地上1階

構造 : 木造

### 4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

### 第3 財政的援助団体等監査

#### 1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、また、指定管理者による公の施設の管理については、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて、それぞれ監査を実施した。

#### 2 監査実施状況

(単位：団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合 計
6	—	2	8

#### 3 監査の結果

##### (1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合 計
2	1	1	4

##### (2) 指摘事項等の内容別

###### ア 指摘事項(2件)

項目	内容	件数	対象団体
収 入	会計処理規程に沿わない現金の取扱いについて	1	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
執行体制	医療機器の納入前に代金を支払った不適正支出について(西和医療センター)	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

###### イ 注意事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
補 助 金	補助金の変更承認申請に係る不適切な取扱いについて	1	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

###### ウ 意見事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
決 算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

#### 4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	平成30年1月22日
-----	----------------	-------	------------

##### (1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

##### (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000 円は、全額県の出資

イ 平成28年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	1,905,881,000 円
中期目標達成促進補助金等	1,246,214,355 円

##### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,426,455,545	流動負債	10,601,757,571
現金及び預金	1,513,314,890	預り補助金等	46,818,928
未収学生納付金収入	877,786	寄附金債務	1,302,200,641
未収附属病院収入	6,803,338,078	前受受託研究費等	146,908,684
その他未収入金	352,104,607	前受金	19,350,000
たな卸資産	2,569,725	預り金	131,714,924
医薬品及び診療材料	721,150,872	預り科学研究費補助金等	82,439,484
前払費用	33,099,587	一年以内返済予定長期借入金	1,494,310,739
固定資産	24,640,650,919	未払金	6,228,602,661
有形固定資産	23,688,062,964	未払費用	130,850,194
建物	17,459,005,984	短期リース債務	32,142,911
構築物	39,404,494	賞与引当金	986,373,225
機械及び装置	5,187,272	仮受金	45,180
工具器具備品	5,578,700,028	固定負債	18,820,855,125
図書	541,700,032	資産見返負債	3,616,472,064
車両運搬具	4,965,594	長期寄附金債務	5,484,900
建設仮勘定	59,099,560	長期前受受託研究費等	62,414,550
無形固定資産	726,593,897	長期借入金	13,727,147,300
特許権	607,016	退職給付引当金	1,388,158,138
特許権仮勘定	12,329,530	長期リース債務	4,348,173
ソフトウェア	713,257,351	資産除去債務	16,830,000
電話加入権	400,000	負債合計	29,422,612,696
投資その他の資産	225,994,058	資本金	20,066,173,000
投資有価証券	109,651,394	資本剰余金	△ 13,391,564,533
長期貸付金	116,257,094	繰越欠損金	△ 2,030,114,699
長期未収入金	0	純資産合計	4,644,493,768
その他	85,570		
合 計	34,067,106,464	合 計	34,067,106,464

## 損 益 計 算 書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	42,831,721,730	経常収益	41,660,953,024
業務費	42,079,751,818	運営費交付金収益	1,893,673,000
教育経費	292,297,219	授業料収益	646,199,790
研究経費	873,656,567	入学金収益	121,609,000
診療経費	22,706,117,606	検定料収益	32,546,000
教育研究支援経費	97,700,361	附属病院収益	36,622,188,480
受託研究費等	412,361,512	受託研究等収益	531,093,684
役員人件費	75,916,577	補助金等収益	868,669,842
教員人件費	4,277,148,552	寄附金収益	428,481,267
職員人件費	13,344,553,424	財務収益	21,169
一般管理費	693,321,790	資産見返負債戻入	288,436,668
財務費用	58,648,122	雑益	228,034,124
臨時損失	15,786,430	臨時利益	15,455,061
固定資産除却損	2,099,640	徴収不能引当金戻入益	3,354,262
その他臨時損失	13,686,790	貸倒引当金戻入益	120,000
		資産見返補助金等戻入	3
		資産見返運営交付金等戻入	3
		資産見返寄附金戻入	166,306
		資産見返物品受贈額戻入	8,188,653
		その他臨時利益	3,625,834
総費用合計(a)	42,847,508,160	総収益合計(b)	41,676,408,085
当期純利益(b) - (a) = (c)	△ 1,171,100,075	前期繰越欠損金(d)	△ 859,014,624
次期繰越欠損金(c) + (d)	△ 2,030,114,699		

### (4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	地方独立行政法人奈良県立 病院機構	実施年月日	平成30年1月23日
-----	----------------------	-------	------------

### (1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

### (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255 円は、全額県の出資

イ 平成28年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金	1,857,413,000 円
小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等	793,187,910 円

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	21,261,818,263	固定負債	20,791,417,963
有形固定資産	21,168,583,963	資産見返負債	970,108,611
建物	3,417,559,779	長期借入金	12,834,319,445
構築物	93,136,051	移行前地方債償還債務	1,626,577,859
器械備品	2,313,546,733	退職給付引当金	5,293,584,800
リース資産	60,453,394	訴訟損失引当金	41,777,000
車両	15,201,897	リース債務	18,249,040
美術品	1,480,000	資産除去債務	6,801,208
建設仮勘定	15,267,206,109	流動負債	11,525,396,397
無形固定資産	93,234,300	短期借入金	3,880,000,000
借地権	90,260,000	一年以内返済予定長期借入金	297,920,034
電話加入権	2,974,300	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	703,730,569
流動資産	4,864,758,334	医業未払金	1,622,090,438
現金及び預金	504,539,206	未払金	4,061,372,348
医業未収金	3,455,948,219	一年以内返済予定リース債務	32,891,781
未収入金	767,601,886	預り金	65,159,721
医薬品	92,310,755	賞与引当金	862,231,506
診療材料	35,797,937	負債合計	32,316,814,360
その他流動資産	8,560,331	資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△ 7,833,235,018
		当期未処理損失	△ 7,833,235,018
		純資産合計	△ 6,190,237,763
合 計	26,126,576,597	合 計	26,126,576,597

## 損 益 計 算 書

自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	23,329,912,912	営業収益	22,890,401,171
医業費用	22,806,116,163	医業収益	20,879,566,867
看護師養成事業費用	266,776,905	看護師養成事業収益	39,885,804
一般管理費	257,019,844	運営費負担金収益	1,794,875,000
営業外費用	725,524,450	補助金等収益	120,819,910
財務費用	67,264,620	寄附金収益	300,000
控除対象外消費税等	649,734,935	資産見返物品受贈額戻入	12,956,664
その他営業外費用	8,524,895	資産見返補助金等戻入	105,148
臨時損失	1,679,304,737	資産見返寄附金戻入	220,280
固定資産除却損	12,981,164	受託事業等収益	31,002,386
過年度損益修正損	26,000,000	その他営業収益	10,669,112
退職給付費用	741,381,624	営業外収益	158,149,827
減損損失	898,941,949	運営費負担金収益	62,538,000
		財務収益	143
		その他営業外収益	95,611,684
		臨時利益	33,666,191
		貸倒引当金戻入益	1,449,307
		訴訟損失引当金戻入益	4,541,639
		資産見返補助金等戻入	2,054,161
		資産見返物品受贈額戻入	14,460,723
		過年度損益修正益	11,160,361
総費用合計(a)	25,734,742,099	総収益合計(b)	23,082,217,189
当期純利益(b)-(a)=(c)	△ 2,652,524,910	前期繰越欠損金(d)	△ 5,180,710,108
次期繰越欠損金(c)+(d)	△ 7,833,235,018		

### (4) 監査の結果

医療機器の納入前に代金を支払った不適正支出について(西和医療センター)

(指摘)

平成 27 年度の医療機器の購入について、西和医療センターにおいて、履行期限内に当該機器を設置することが困難になったにもかかわらず、納入業者に虚偽の納品書と請求書を作成させ、また、職員に虚偽の納品検査書類を作成させた上で、代金支払いのため機構本部にこれらの関係書類を進達していた事例が認められた。

そして、機構本部においても、当該機器が高額な医療機器であるにもかかわらず、履行状況を十分確認しないまま代金を支払っていた。

また、当該機器を平成 28 年 3 月 31 日に取得したこととして事実と相違した経理処理をしたため、平成 27 年度の決算書類の貸借対照表には「未払金」及び「器



械備品」の計数が当該機器に係る 247,363,200 円を含めた計数でそれぞれ計上されており、決算の表示が予算執行の状況を正確に反映したものとはなっていない。

既に、代金の返還等に係る事務手続は終了しているが、今後、このような事例が再発することがないように、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同契約規程に基づく適正な会計事務の執行とりわけ厳格な契約の履行確認と事業の進行管理に努めるべきである。

### 経営改善の取組について（意見）

平成 28 年度の法人決算は、26 億 5,253 万円の当期純損失を計上し、法人化後 3 年連続での赤字で、これにより累積欠損金が 78 億 3,324 万円となり、61 億 9,024 万円の債務超過となっている。

この状況は、法人設立 2 年後で黒字となることを計画していた当初の収支見通しから大きく乖離しており、中期計画を大幅に下方修正せざるを得なくなった。

また、年度末の短期借入金残額も 3 年連続で増加し、平成 28 年度末残額は 38 億 8,000 万円となっており、資金不足が常態化している。

このような状況のもと、県が策定した「奈良県立病院機構改革プラン」を受けて、中期目標及び中期計画が見直され、その計画に基づき、法人では様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであるが、平成 30 年の総合医療センターの新築移転により、医業収益の増加が見込まれるものの、当面、これを上回る給与費、材料費、減価償却費等の経費の増加は避けられず、経営状況は更に厳しさを増すことが予想できるため、引き続き中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	平成30年1月23日
-----	--------------	-------	------------

### (1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

### (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 43,145,606 円は、全額県の出資

イ 平成28年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金	265,834,000 円
公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金	68,976,000 円

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	237,195,002	流動負債	171,716,085
現金及び預金	234,027,090	運営費交付金債務	30,387,607
未収学生納付金収入	365,750	預り補助金等	6,083,825
その他未収入金	2,563,907	寄附金債務	30,000
前払費用	238,255	未払金	99,265,335
		未払消費税等	1,257,500
固定資産	311,721,136	短期リース債務	3,461,270
有形固定資産	285,444,853	前受金	267,900
建物	37,862,486	預り科学研究費補助金等	2,835,718
構築物	608,830	預り金	28,126,930
工具器具備品	19,754,446		
図書	225,219,091	固定負債	259,359,641
美術品・収蔵品	2,000,000	資産見返負債	257,364,638
		長期リース債務	1,995,003
無形固定資産	26,257,260		
ソフトウェア	26,257,260	負債合計	431,075,726
		資本金	43,145,606
投資その他の資産	19,023	資本剰余金	△ 3,283,120
長期前払費用	19,023	利益剰余金	77,977,926
		積立金	19,835,427
		当期未処分利益	58,142,499
		純資産合計	117,840,412
資産合計	548,916,138	負債純資産合計	548,916,138

## 損 益 計 算 書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	732,538,373	経常収益	790,680,872
業務費	691,832,851	運営費交付金収益	235,446,393
教育経費	81,995,983	授業料収益	340,457,100
研究経費	33,996,710	入学金収益	55,440,000
教育研究支援経費	15,300,172	検定料収益	21,606,676
受託事業費	5,275,018	受託事業等収益	6,166,798
役員人件費	5,795,080	補助金等収益	97,844,526
教員人件費	348,293,691	寄附金収益	2,477,362
職員人件費	201,176,197	資産見返負債戻入	12,352,238
一般管理費	40,605,181	雑益	18,889,779
雑損	100,341		
総費用合計(a)	732,538,373	総収益合計(b)	790,680,872
当期純利益(b) - (a) = (c)	58,142,499	前期繰越欠損金(d)	0
次期繰越利益(c) + (d)	58,142,499		

### (4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	公益財団法人奈良県生活衛生 営業指導センター	実施年月日	平成30年1月23日
-----	---------------------------	-------	------------

### (1) 団体設立の目的

奈良県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律「昭和32年法律第164号」第2条第1項各号に掲げる営業）の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

### (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 4,100,000 円のうち、2,000,000 円（48.8 %）が県の出捐

イ 平成 28 年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県生活衛生関係営業対策事業補助金	16,552,000 円
奈良県生活衛生関係適正営業促進事業補助金	1,080,000 円

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,106,303	流動負債	287,880
現金預金	6,093,528	未払金	256,758
前払金	12,775	預り金	31,122
固定資産	4,200,002	負債合計	287,880
基本財産	4,100,000	指定正味財産	4,100,000
その他固定資産	100,002	一般正味財産	5,918,425
		正味財産合計	10,018,425
合 計	10,306,305	合 計	10,306,305

#### 正味財産増減計算書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	20,946,695	経常収益	20,689,156
事業費	20,713,322	基本財産運用収益	1,587
管理費	233,373	受取補助金	17,632,000
		事業収益	2,161,309
		受取寄付金	800,000
		雑収益	94,260
合 計	20,946,695	合 計	20,689,156
一般正味財産増減額	△ 257,539		

#### (4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー	実施年月日	平成30年1月23日
-----	---------------------	-------	------------

### (1) 団体設立の目的

奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

### (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 218,500,000 円のうち、162,500,000 円 (74.4 %) が県の出捐

イ 平成 28 年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	68,515,125 円
奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金	6,526,000 円
全国広域観光振興支援事業補助金	1,400,000 円
商品企画支援事業補助金	2,890,000 円
募集型企画旅行の造成・販売事業費補助金	3,848,040 円
インバウンド誘致促進事業補助金	3,957,016 円
コンベンション開催支援事業補助金	7,610,192 円
コンベンション誘致支援事業補助金	3,320,000 円
オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業補助金	1,150,000 円
奈良県観光情報サイト管理運営補助金	6,840,995 円
観光キャンペーン負担金	18,000,000 円

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	57,989,122	流動負債	33,463,719
現金預金	52,045,150	未払金	25,364,213
その他流動資産	5,943,972	前受金	490,000
未収金	5,746,488	前受会費	4,128,000
前払金	189,864	預り金	1,981,506
奈良県収入証紙	7,620	賞与引当金	1,500,000
		負債合計	33,463,719
固定資産	220,700,000	指定正味財産	218,500,000
基本財産	218,500,000	一般正味財産	26,725,403
その他固定資産	2,200,000	正味財産合計	245,225,403
合 計	278,689,122	合 計	278,689,122

## 正味財産増減計算書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
経常費用	210,865,547	経常収益	218,828,007
事業費	180,464,531	基本財産運用収益	2,712,068
管理費	30,401,016	会費収益	11,518,000
		事業収益	26,964,220
		補助金等収益	106,663,368
		負担金等収益	60,834,000
		雑収益	10,136,351
合計	210,865,547	合計	218,828,007
一般正味財産増減額	7,962,460		

### (4) 監査の結果

#### 会計処理規程に沿わない現金の取扱いについて(指摘事項)

前回の監査において、一般財団法人奈良県ビクターズビューロー会計処理規程等に沿った事務の執行について注意したところであるが、今回の監査においても、同会計処理規程第15条の規定によらず、特別な事情がないのに収納した現金を即日銀行に預け入れている事例が認められた。

今後は、諸規程に沿った適正な事務の執行に努めるとともに、現金の取扱いについては十分留意すべきである。

#### 補助金の変更承認申請に係る不適切な取扱いについて(注意事項)

補助金の変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、適時に申請が行われていない事例が認められた。

今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

団体名	一般財団法人奈良県健康づくり財団	実施年月日	平成30年1月22日
-----	------------------	-------	------------

### (1) 団体設立の目的

奈良県民の総合的な健康づくりと保健並びに地域医療の推進を図るとともに、がんに関する知識の普及啓発に努め、公衆衛生の向上、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- ・ 疾病の予防及び早期発見に必要な各種健康診断の実施
- ・ 健康相談及び保健指導の実施
- ・ 各種がん検診の実施
- ・ がんに関する知識の普及啓発に関すること
- ・ 公益財団法人日本対がん協会と連携して行うがん征圧のための活動
- ・ 奈良県健康づくりセンターの管理運営
- ・ その他この法人の目的達成に必要な事業

### (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 13,500,000 円のうち、5,000,000 円 (37.0 %) が県の出捐

### (3) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	612,173,573	流動負債	61,757,303
現金預金	521,243,672	未払金	38,474,668
未収金	90,929,901	預り金	867,635
		未払税金	22,415,000
固定資産	175,284,394	負債合計	61,757,303
建物附属設備	33,151,519	正味財産	725,700,664
車両運搬具	46,157,481	一般正味財産	725,700,664
什器備品	26,352,892		
積立保険等	56,122,502		
基本財産	13,500,000		
合 計	787,457,967	合 計	787,457,967

#### 正味財産増減計算書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	872,259,106	経常収益	927,175,648
事業費	844,594,345	健診収入	906,382,741
管理費	27,664,761	寄付金収入	781,135
		その他収入	20,011,772
合 計	872,259,106	合 計	927,175,648
一般正味財産増減額	54,916,542		



#### (4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 有限会社ハードボールテニス	実施年月日	平成30年1月22日
-----	------------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 榎原公苑（明日香庭球場）
- イ 指定管理業務の主な内容
- ・ 施設の使用の承認に関する業務
  - ・ 施設の使用を承認しないことに関する業務
  - ・ 利用者に対し施設の管理上必要な指示をする業務
  - ・ 施設の使用の承認の取消し等に関する業務
  - ・ 施設の利用に係る料金の收受等に関する業務
  - ・ 施設等の運営及び設備の維持管理に関する業務
  - ・ 施設の利用の促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日
- エ 指定管理委託料 3,110,000円（平成28年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 株式会社ひらまつ	実施年月日	平成30年1月22日
-----	-------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟
- イ 指定管理業務の主な内容
- ・ 施設の使用の承認に関する業務
  - ・ 施設の使用の承認の取消し等に関する業務
  - ・ 実践オーベルジュ棟の利用に係る料金の收受等に関する業務
  - ・ 実践オーベルジュ棟の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - ・ 実践オーベルジュ棟の利用の促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- エ 指定管理委託料 33,400,000円（平成28年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。